

農地における盛土等の取扱い（許可不要）

農地において、以下の行為を行う場合は、盛土規制法の許可は不要となります。

（１）土地改良事業関連

- ◇ 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業
（農業用排水施設、農業用道路等の新設や管理、区画整理、農用地の造成等）
- ◇ 土地改良法第15条第2項に規定する事業
（土地改良区が行う土地改良事業に附帯する事業）
- ◇ 土地改良事業に準ずる事業に係る工事（※⇒2頁）

（２）通常の営農行為（※⇒3頁）

- ◇ 土地利用のために土地の形質を維持する行為
通常生産活動及びほ場管理のための
 - 耕起、代かき、整地、畝立て
 - けい畔の設置・補修・除去
 - 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
 - 表土の補充
 - 農業用暗きょ排水の新設・改良
 - 樹園地における樹木の改植
 - 耕作道の維持管理
 - 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等） 等

農地における盛土等の取扱い（許可不要）

土地改良事業に準ずる事業に係る工事

- 1 許可不要となる土地改良事業に準ずる事業
土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、以下の全てを満足するもの
- ア 盛土等の施工に際し、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準（以下「技術基準」という。）に基づき、適切に設計及び施工が行われるもの
 - ※ 技術基準に基づき施工を行うことができないときは、盛土規制法の手続に従うことになる。
 - イ 上記アについて、国、県、市町、土地改良区等が定める、土地改良事業と同等の工事を行う事業の要綱・要領等に明記されている事業によるもの

○盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることを要綱、要領に明記している事業

| 事業名 | 要綱 | 要領 | 事業名 | 要綱 | 要領 |
|----------------------|----|----|---|----|----|
| 国事業 | | | 16.農山漁村地域整備交付金 | | ○ |
| 1.水利施設等保全高度化事業 | | ○ | 17.地域創生道整備推進交付金 | ○ | |
| 2.農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | ○ | 18.福島再生加速化交付金 | ○ | |
| 3.畑作等促進整備事業 | | ○ | 19.農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）） | | ○ |
| 4.畑地かんがい推進モデルほ場設置事業 | | ○ | 20.農地農業用施設災害復旧事業 | ○ | |
| 5.不発弾等事前探査 | ○ | | 21.農業用施設災害関連事業 | ○ | |
| 6.水資源機構かんがい排水事業 | | ○ | 22.農地災害関連区画整備事業 | ○ | |
| 7.土地改良施設突発事故復旧事業（補助） | | ○ | 23.除塩事業 | ○ | |
| 8.基幹水利施設管理事業 | | ○ | 24.湛水排除事業 | ○ | |
| 9.水利施設管理強化事業 | | ○ | 25.農村地域防災減災事業 | | ○ |
| 10.農業競争力強化農地整備事業 | | ○ | 26.土地改良施設維持管理適正化事業 | ○ | |
| 11.農地中間管理機構関連農地整備事業 | | ○ | 県事業 | | 要領 |
| 12.農地耕作条件改善事業 | | ○ | 1.県単独農業農村整備事業 | ○ | |
| 13.多面的機能支払交付金 | | ○ | 2.県単独自然災害防止事業（ため池） | ○ | |
| 14.農村整備事業 | | ○ | 3.県単独担い手育成基盤整備事業 | ○ | 2 |
| 15.中山間地域農業農村総合整備事業 | ○ | | | | |

農地における盛土等の取扱い（許可不要）

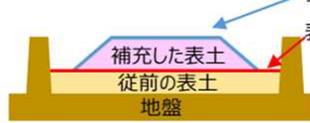
通常の営農行為

※通常の生産活動及びほ場管理のための行為に限る

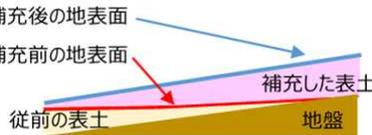
- ▶ 耕起、代かき、整地、畝立て
- ▶ 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
- ▶ 表土の補充（※⇒4頁）
- ▶ けい畔の設置・補修・除去
- ▶ 農業用暗きょ排水の新設・改良

表土の補充のイメージ

（特定の作物の栽培上で表土が不足する場合）



（表土が降雨によって流出する場合）



▶ 表土の入れ替え

表土の補充のイメージ



- ▶ 樹園地における樹木の改植
- ▶ 耕作道の維持管理（新設や改修（拡幅）を伴わないもの）
- ▶ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）

3

農地における盛土等の取扱い（許可不要）

通常の営農行為

▶ 表土の補充

表土の補充は、作物生産のために耕起、施肥、かん水等の肥培管理を行う土（作土）の層を、当該地外から搬入した土砂によって厚くする行為であり、**ほ場の状況や栽培する作物の特性等に応じて適切な土質の土砂で必要な高さに補充される範囲においては、許可が不要**となる。

表土の補充の例

（作物の特性に応じて表土を補充するケース）

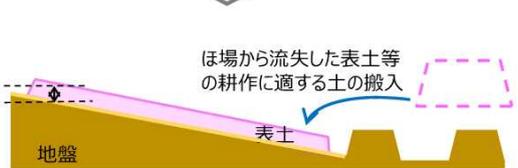
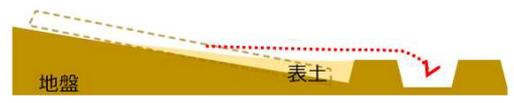
①表土の補充前



②表土の補充後



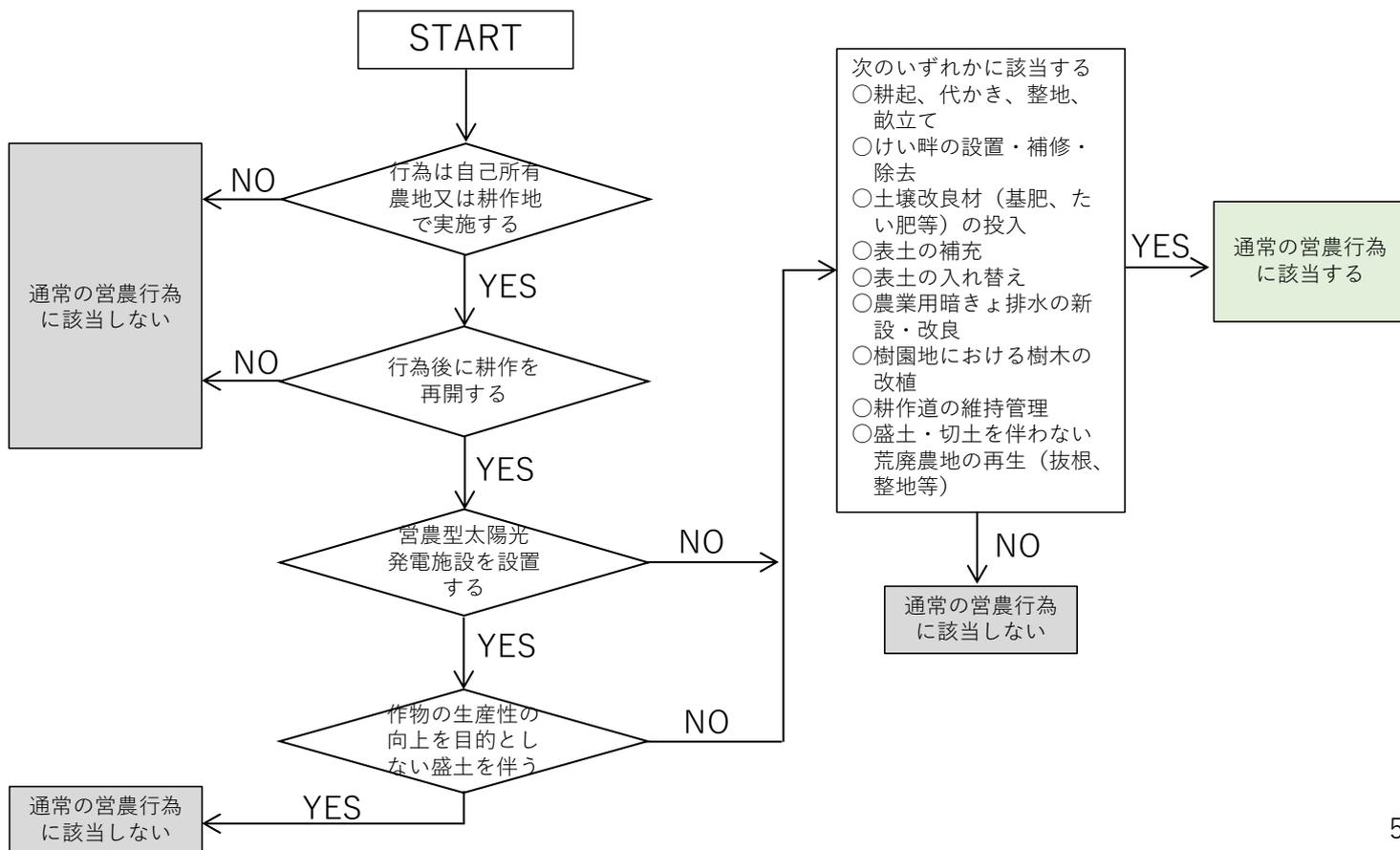
（表土が流出しやすい傾斜地の畑のケース）



4

通常の営農行為の範疇の確認フロー

通常の営農行為に該当するか否かの判断基準の確認は、以下のフローで行ってください。
 なお、通常の営農行為に該当するか否かが不明確な場合は、盛土規制法担当部局に確認してください。



農地における盛土等の取扱い (許可必要)

農地において、以下の行為を行う場合は、通常の営農行為といえないため、許可規模以上で行う場合は**盛土規制法の許可が必要**となります。

土地の造成(盛土や切土)を伴う行為は、基本的に許可が必要となります。

